

2019年度(平成31年度)から2021年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業) ～公募説明会での質疑応答～

作成日：平成30年4月26日

【1. 公募全般】

- Q1-1: 補助金の交付額の範囲は、5千万円以上20億円以下とあるが、下限の5千万円の設定があるのは何か理由があるのか。またこの下限値を下回るプロジェクトでも応募は可能か。
- A1-1: 5千万円はあくまでも下限の目安です。事業の管理や報告書の提出等の負担も考慮いただいた上でご応募ください。
- Q1-2: 公募要領の「本事業の要件」に「JCMに関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国」とあるが、署名が見込まれる途上国に関して、最新の情報があれば差支えない範囲で教えて欲しい。
- A1-2: 現時点ではパートナー国17国が対象であり、「見込まれる」とは今年度中に新たにパートナー国に加わる可能性がある国があれば対象とするという意味です。

【2. 補助対象事業】

- Q2-1: リース案件について、「設備補助事業により取得した財産をリース契約により貸し付ける場合には」とあるが、これは基本的には国際コンソーシアム内のリースが対象であり、国際コンソーシアム外の業者にリースすることは不可か。
- A2-2: 設備補助事業においてはGHG削減量のモニタリングを実施し、報告の義務を果たす必要があるため、設備の所有者及び使用者が国際コンソーシアムに入っている必要があります。従って、リースを受ける事業者(使用者)も国際コンソーシアムに入る必要があります。

【4. 補助対象経費と利益排除】

- Q4-1: 自社製品の調達に関して、今年度から通常の市場価格で取引しても差し支えないとあるが、販売自体は通常価格だが、補助対象経費としては原価をもって計上を行うということでしょうか。
- A4-1: 自社製品等の調達については、その通りです。
- Q4-2: 設備の見積は、複数社から見積をとって添付とあるが、応募の段階で複数社から見積が必要なのか、それとも応募時は1社で採択の段階までに複数社分を揃えればよいのか。
- A4-2: 「これまでに寄せられた質問への回答」のA4-2をご覧ください。

【8. 取得財産の管理・返還義務】

- Q8-1: 主たる設備の付帯設備の改善によって省エネを達成するプロジェクトの場合、法定耐用年数は既稼働の主たる設備の稼働年数に準ずるもので良いのか。例えばコジェネの中の熱交換器の改善を行う場合、法定耐用年数が15年のコジェネ設備が既に5年稼働していると、ここに導入する熱交換器の法定耐用年数は、残りの10年と考えてよいのか。
- A8-1: 法定耐用年数は導入する主たる設備で見ていただくのが基本です。法定耐用年数の考え方については、基本的に申請する事業者が税務署等で確認して、適用する考え方を基に申請していただき、これを審査します。
- Q8-2: 交付規程第15条に補助金の返還義務について「全額あるいは一部の返金」との記述があるが、ケースバイケースだと理解している。本件について、社内で財務・経理を含めてと話をしたところ全額簿外債務となり、有価証券報告書の注記に明記するという形になるということが分かった。そうすると、この簿外債務が有価証券報告書に記載されることになり、社内での応募の障壁となっている。可能であれば、設備稼働後の経過年数ごとに補助金返還額が減額されるのか、CO2の削減実績に応じて減額される等の考慮はされないのか。
- A8-2: 設備稼働後に補助金の返還の事態に至った場合、返納額の計算は、設備の所有者が通常会

計処理に適用している減価償却方法に則ります。交付規程の解除等(第 15 条一項)もご参照ください。

【10. JICA 等連携事業】

- Q10-1: あるパートナー国で省エネ機器導入したいという客先があり、既に JICA の省エネ円借款の補助金をうけている。この場合、さらに、設備補助の申請は可能か。
- A10-1: JICA からの円借款を受けて既に事業が開始されている場合は、基本的には設備補助対象外です。これから案件を組成される場合で、かつ JICA の支援を受ける場合には、JICA の支援事業と設備補助事業の対象範囲を明示する必要があります。
- Q10-2: JICA の採択審査委員会が不要とのことであるが、この背景は何か。そもそも採択審査委員会設置の理由は、JCM の設備補助金と JICA の海外投融資等の重複の有無を審査するためであるという理解であったが、これがなくなることによって手続きがスムーズになるのか、或いは他にどのような理由があるのか。
- A10-2: JICA との連携は、これまで設備補助事業とは別予算でしたが、現在は設備補助事業との連携という形で一つの予算の中で実施しています。設備補助事業の審査においては、案件の中身を見させていただきます。

以上